

【件名】

固定資産評価審査委員について

【内容】

固定資産評価審査委員会の委員は現在、建築士、税理士、弁護士で構成されていますが、土地の評価の専門家がおりません。

不動産鑑定士（土地の評価の専門家）を加えていただきたくお願いします。

【回答】

委員の選任要件としては「当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、又は固定資産の評価について学識経験を有する者」であり、本市における委員構成は、平成 11 年度以降、現在に至るまで税理士、弁護士、建築士の 3 人に委員を委嘱しております。いずれの職業も固定資産評価に関する専門的な知識を有する者と解されており、専門化する固定資産評価について、専門性が高く、より公平・中立的に審査決定することができる体制としたものです。

ご指摘の不動産鑑定士の登用につきましては、土地・建物等の不動産鑑定評価の専門家であり、県内他市においても登用している実績があることから、本市においても今後の委員選任にあたっての候補として検討することは可能であると考えます。

いただいた御意見も参考にしながら、今後、本市における委員の構成について、検討してまいります。

平成 30 年 1 月 30 日対応／回答